



20 経計第 11号  
平成20年8月 4日

愛知県知事  
神田真秋 殿

独立行政法人水資源機構

理事長 青山



木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画について（協議）

木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画を別紙のとおり作成したので、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定により、協議します。



## 別紙

# 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画

## I 事業の名称

この事業は、木曽川水系連絡導水路事業と称する。

## II 事業の目的

### 1 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

木曽川水系連絡導水路により、木曽川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量のうち、40,000,000 立方メートルの水を一部は長良川を経由して木曽川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保するものとする。

### 2 新規利水の供給

木曽川水系連絡導水路により、徳山ダムに確保される愛知県の水道用水として最大毎秒 2.3 立方メートル、名古屋市の水道用水として最大毎秒 1.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルを導水し、木曽川において取水を可能ならしめるものとする。

## III 施設の位置及び概要

### 1 位 置

#### (1) 上流施設

岐阜県揖斐郡揖斐川町  
岐阜県揖斐郡大野町  
岐阜県本巣市  
岐阜県岐阜市  
岐阜県各務原市  
岐阜県関市  
岐阜県加茂郡坂祝町

#### (2) 下流施設

岐阜県羽島市  
岐阜県海津市

### 2 概 要

#### (1) 上流施設

通水量 揖斐川から長良川までの間 最大毎秒 20.0 立方メートル  
長良川から木曽川までの間 最大毎秒 15.3 立方メートル

	延長	約 43 キロメートル
	構造	取水工、トンネル、サイホン、放水工等
(2) 下流施設		
	通水量	最大毎秒 4.7 立方メートル
	延長	約 1 キロメートル
	構造	取水工、パイプライン、放水工等
(3) 管理設備		
	管理設備	一式

#### IV 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

##### 1 上流施設

上流施設により、揖斐川から最大毎秒 20.0 立方メートルを取水し、長良川及び木曽川に導水する。

長良川への導水は、流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 4.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルとする。

木曽川への導水は、流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 12.0 立方メートル、愛知県の水道用水として最大毎秒 2.3 立方メートル及び名古屋市の水道用水として最大毎秒 1.0 立方メートルとする。

##### 2 下流施設

下流施設により、上流施設から長良川に導水された流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 4.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルを、長良川から取水し、木曽川に導水する。

#### V 工期

平成 18 年度から平成 27 年度までの予定

（なお、平成 18 年度から国土交通省が施行中のものを独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という。）が承継する。）

#### VI 費用及びその負担方法

##### 1 事業に要する費用の概算額

約 890 億円

（なお、上記金額のうち、機構が事業を承継するまでに河川整備事業費等として約 22 億円が支出されている。）

##### 2 費用の負担

###### (1) 流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給）に係る費用の負担

流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給）に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 655 を乗じて得た額とし、機構は、独立行政法

人水资源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 21 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、国からその費用の額のうち既に国が要した費用の額を控除した残額の交付を受けるものとする。なお、国が交付する金額の一部は、機構法第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく政令の規定により、岐阜県、愛知県及び三重県が負担するものとする。

(2) 新規利水の供給に係る費用の負担

新規利水の供給に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 345 を乗じて得た額とし、機構が支弁するものとする。ただし、機構は、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、流水を水道及び工業用水道の用に供する者に次のように負担させるものとする。

(イ) 水道用水に係る費用の負担

イ) 愛知県は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 209 を乗じて得た額を負担する。

ロ) 名古屋市は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 91 を乗じて得た額を負担する。

(ロ) 工業用水道に係る費用の負担

イ) 名古屋市は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 45 を乗じて得た額を負担する。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、前各号に掲げる用途別負担等を変更することがある。

## VII その他業務に関する重要事項

この事業を進めるにあたっては、環境への影響を十分調査検討し、結果をとりまとめ公表した上で工事に着手するものとする。

また、この工事に伴う環境への影響については、施設沿いの地域からの意見や要望に対して丁寧かつ適切に対応するものとする。